

千葉県告示第1019号

千葉県下水道事業収納取扱金融機関について、次のとおり変更しますので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定により告示します。

令和5年12月14日

千葉市長 神谷俊一

1 取扱事務の変更

株式会社東京スター銀行の取扱事務「下水道事業に係る公金の収納事務」を「下水道事業に係る公金の収納事務（店舗窓口での収納は本店のみとする。）」に変更する。

2 変更年月日

令和6年4月1日